

玉村町町内飲食店 新型コロナウイルス感染症対策支援補助金

玉村町では、町内飲食店が実施する店舗における感染症拡大防止対策事業、又は地域経済の活性化に資する事業に係る経費について、補助金を交付します。

【補助対象者】 ※次のいずれにも該当する方が補助金の対象となります。

○令和3年3月31日以前に営業を開始し、申請日時点において継続して営業している町内の飲食店

○市町村税等の滞納がない事業者（新型コロナウイルス感染症の影響により徴収が猶予されている場合は除きます。）

○諸法令や公序良俗に反しないもの

【補助金額】

補助対象となる経費の合計額（消費税を含む）の3分の2を補助する。

補助金の上限は20万円とし、1,000円未満の端数を切り捨てた金額を補助する。

※補助対象となる経費の合計額が3万円未満の場合、補助金の対象となりません。また、補助金の交付は、交付対象者1人又は1事業者につき1回に限らせていただきます。

【補助対象事業】

別表に記載

【補助対象経費】

別表に記載

【申請期間】

令和3年4月1日（木）から令和3年10月29日（金）まで

【申請書類】

申請書類は玉村町ホームページからダウンロードするか、電話にてお問合せいただければ、郵送いたします。

○玉村町町内飲食店新型コロナウイルス感染症対策支援補助金申請書（様式第1号）

○玉村町町内飲食店新型コロナウイルス感染症対策支援補助金事業計画書（別紙1）

○玉村町町内飲食店新型コロナウイルス感染症対策支援補助金収支予算書（別紙2）

○誓約書兼同意書（別紙3）

○事業に係る見積書の写し

○実際に営業していることがわかる書類 ※1

〈チラシ裏面もご確認下さい。〉

○他市町村にお住いで町内に店舗がある方は、住所地の市町村税納税証明書

[補助対象事業のうち（A）に係る経費のみの場合]

○玉村町町内飲食店新型コロナウイルス感染症対策支援補助金申請書（様式第1号）

○誓約書兼同意書（別紙3）

○事業に係る支払いを証明する書類の写し ※2

○事業の実施状況がわかる写真又は資料（工事施工前及び施工後の写真等）

○実際に営業していることがわかる書類

○他市町村にお住いで町内に店舗がある方は、住所地の市町村税納税証明書

※1 営業許可証、直近の確定申告書の第1表（店舗の屋号と住所が明記されているもの）、法人の場合は『法人事業概況説明書』等

※2 領収証や振込明細書等（振込明細書の場合は別途納品書や請求書の写しが必要になります。）

【申請方法】

下記住所への郵送または玉村町勤労者センター窓口にて申請を受付いたします。

※ 10月29日（金）午後5時15分までに必着

※郵送先

〒370-1192

玉村町大字下新田201

玉村町経済産業課商工労働係宛て

【玉村町町内飲食店感染症対策支援補助金申請書類 在中】

申請書を郵送する際、切り取って封筒にお貼りください。

担当課：玉村町役場 経済産業課 商工労働係
（玉村町勤労者センター内）

受付時間：平日 8時30分～17時15分

電話：0270-65-7144（直通）

【補助対象事業】

(A) 感染拡大防止対策事業	(B) 地域経済の活性化に資する事業
令和3年4月1日から令和3年12月24日までの間に事業が完了となるもののうち、次に掲げる事業。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新規又は拡大して実施する次に掲げる事業。
(1) 店舗内のパーテーション等隔壁の設置や個室化等を実施する事業 (2) 店舗の換気及び空調の設備を強化する事業 (3) 店舗の検温体制を強化する事業 (4) 店舗の利用客や従業員のためのマスクや手指消毒液の購入等、飛沫防止対策や除菌設備を導入する事業 (5) 密や接触を避けるためのキャッシュレス化を推進する事業 (6) テラス営業等の設備を強化する事業 (7) その他感染防止対策事業	(1) テイクアウトや配送、移動販売やインターネット販売等、販路拡大を推進する事業 (2) ホームページの作成やWEBイベントの開催、SNS等を活用した情報発信等を推進する事業 (3) その他新型コロナウイルス感染症拡大の防止及び地域経済の活性化を推進する事業

※宗教的又は政治的な目的を有する事業、公序良俗に反する事業等は補助対象となりません。

【補助対象経費】

対象となる経費	
補助対象事業を実施するために要する経費で、令和3年4月1日から令和3年12月24日までの間に支払が完了となるもののうち、次に掲げる経費の合計額	
(1) 報償費 (2) 需用費 (3) 役務費 (4) 委託料 (5) 使用料及び賃借料	(6) 保険料 (7) 原材料費 (8) 工事費 (9) 備品購入費（汎用性のある自動車など目的外使用になり得るものは除く。）

※人件費、店舗運営費、食糧費は補助対象外です。

※実績報告の際に補助対象経費の支払いを証明する書類の写しを提出してまいります。領収証や振込明細書等(振込明細書の場合は別途納品書や請求書の写しが必要になります。)は捨てずに大切に保管ください。